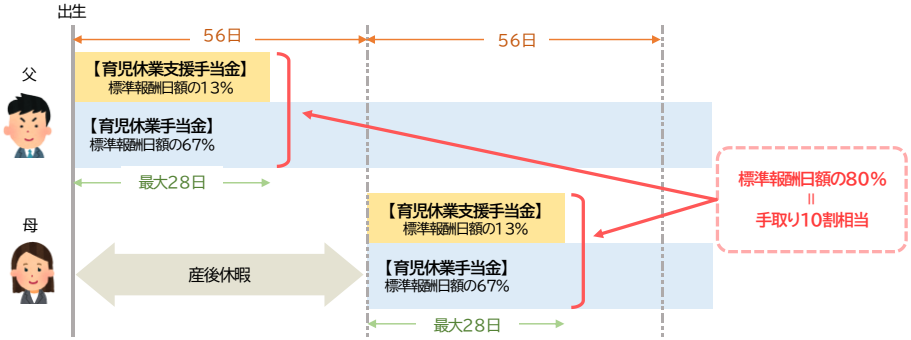
別添3

# 育児休業を取得する場合の収入試算表（概算）等




## 育児休業手当金・育児休業支援手当金

・男性…子の出生後56日以内
・女性…産後休暇を取得した場合は原則子の出生日の翌日から112日以内
上記期間内に夫婦両方が育児休業をそれぞれ14日以上取得した場合、育児休業手当金に加えて育児休業支援手当金が最大28日間支給されます。

## 【育児休業中の収入試算】

給与明細等を参考に黄色セル部分を入力してください。※エラーが表示された場合は、入力が抜かっている箇所があります。



育　児　休　業　中

| | 現在 | パターン① | パターン② | パターン③ | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 月初めから月末までの１月間（取得期間の例：R7.4.1～4.30） | ２週間以上１月未満（月末までに復帰）（取得期間の例：R7.4.1～4.14） | 月をまたいだ１月間（取得期間の例：R7.4.14～5.21） | |
| | | | ※月末までに復帰した場合でも、当該月内に14日以上育休を取得したときは該当月の掛金が免除されます。 | | 育休開始月 / 育休終了月 |
| 標準報酬等級（短期） | 第22級 | | | | |
| 標準報酬日額 | 13,640 | | | | |
| １月の要勤務日数（※１） | | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 勤務日数（祝日含む） | | | 12 | 9 | 7 |
| | （円） | （円） | （円） | （円） | （円） |
| 収入額 給料 | 278,400 | 0 | 151,854 | 113,890 | 88,581 |
| 収入額 扶養手当 | 13,000 | 0 | 7,090 | 5,318 | 4,136 |
| 収入額 住居手当 | 27,000 | 0 | 14,727 | 11,045 | 8,590 |
| 収入額 通勤手当 | 3,300 | 0 | 3,300 | 3,300 | 3,300 |
| 収入額 計 | 321,700 | 0 | 176,971 | 133,553 | 104,607 |
| 手当金額 **育児休業手当金** | | **201,036** | **91,380** | **118,794** | **137,070** |
| 手当金額 **（育児休業支援手当金）** | | **35,460** | **17,730** | **23,049** | **12,411** |
| 控除額 短期掛金 | 15,300 | 0 | 0 | 0 | 15,300 |
| 控除額 長期厚生掛金 | 27,450 | 0 | 0 | 0 | 27,450 |
| 控除額 長期退職掛金 | 2,250 | 0 | 0 | 0 | 2,250 |
| 控除額 所得税 | 11,620 | 0 | 11,620（※３） | 11,620（※３） | 11,620 |
| 控除額 住民税 | 19,800 | 19,800（※２） | 19,800 | 19,800 | 19,800 |
| 控除額 一般互助会会費 | 1,392 | 0 | 1,392 | 0 | 1,392 |
| 控除額 計 | 77,812 | 19,800 | 32,812 | 31,420 | 77,812 |
| １ヶ月手取り | 243,888 | | | | |
| 育児休業手当金＋育児休業支援手当金給付１ヶ月手取り | | 216,696 | 253,269 | 243,976 | 176,276 |
| 育児休業手当金のみ給付１ヶ月手取り | | 181,236 | 235,539 | 220,927 | 163,865 |

（※２）住民税は、給与が支給されない場合、普通徴収に変更され、市町村から送付される納付書にて四半期毎又は一括納付で支払うことになります。
（※３）所得税は、課税所得金額により毎月変動するため、便宜上、「現在」の所得税額（太枠内に入力した金額）を概算額として使用しています。

## 育児時短勤務手当金

２歳未満の子を養育する組合員が育児時短勤務をした場合に、育児短時間勤務中の標準報酬月額の最大10%相当が給付されます。
※育児短時間勤務を取得した場合の給料は、１週間の勤務時間数に応じて減給して支給されます。

別添3

（参考）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 給料・扶養手当・<br>住居手当 | 月途中で育休を取得する場合は、日割計算（給料×勤務日数／要勤務日数）により支給される。 | 所得税 | 育児休業手当金は非課税。 |
| 通勤手当 | 交通用具使用の場合、１日でも出勤していれば全額支給される。 | 住民税 | １月間休業し、給与が支給されない場合、特別徴収（毎月徴収）から普通徴収（市町村から送付される納付書にて四半期毎又は一括納付）に変更される。（短期の場合、復帰時に特別徴収に戻すことも可能。） |
| 育児休業手当金 | ・１歳の誕生日の前日まで（子を保育所に預けられない場合等は、１歳６月に達するまで）の休業期間について、支給される。<br>・１日につき、標準報酬日額（上限額あり）×67%（育児休業を開始して180日まで）　※181日以降は50% | 一般互助会会費 | ・３歳の誕生日の前月までの休業期間が対象。<br>・月末日に育休中の場合に、当月分を除外。育休終了日の翌日の属する月から徴収。<br>・申請は不要。 |
| 共済掛金 | ・３歳の誕生日の前月までの休業期間が対象。<br>・月末日に育休中の場合、当月分を免除。育休終了日の翌日の属する月から徴収。<br>・月末時点で復職した場合も、同月内で14日以上の育休を取得していれば免除。<br>・共済組合へ申請が必要。 | 期末勤勉手当 | ・基準期間内（基準日（6/1又は12/1）以前６ヶ月）に育休を取得した期間に応じて支給割合が変わります。<br>・**育休の取得期間が１月以下の場合、期末勤勉手当への影響はありません**。 |